

令和7年第6回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年6月3日（火曜日） 14時00分～15時24分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 3番 高畠 千恵美、 4番 飛高 聖悟、
6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、
10番 吉岡 薫、 12番 三又 勝弘、 13番 山田 裕也、 14番 矢野 弥平、
15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、 17番 茅田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯6区 亀山 悦男、 佐伯9区 岩田 隆生、
上浦区 坂本 啓二、直川1区 曾根田 正弘、直川2区 橋迫 新五、

事務局：事務局長 市樂 栄作、局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、主事 小野 颯月

農政課：副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②非農地通知書について（旧市街地・長島町）

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

それでは定刻になったようでございます。

ただいまより令和7年第6回、佐伯市農業委員会を開催させていただきます。

本日の欠席委員は、小野美智子委員、それから波戸崎委員の2名でございます。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は15名です。よって、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告させていただきます。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の発言をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第15号から(4)その他の①非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席されて結構でございます。

それでは、宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さんこんにちは。

毎日天候が定まらずに、我々農業者にとって非常に苦慮しているところでございます。

特に麦の収穫においてはですね、なかなか天候がすっきりしないと収穫できませんので、私の方もあと3町ほど残っておりますし、茅田副会長は4町残っているというようなところで大変苦慮しているところであります。

普通期の方もですね、そろそろ田植えも始まったかなあというような状況でございますが、テレビ新聞等ではですね、農林水産大臣の更迭によって小泉新農水大臣が誕生したということで、今、米価の方もですね、市場にやっと2000円台で出回るようになりました。

これはあくまで古古米ですね。そういうことで昨年のお米については、まだ4000円台の価格で販売されているというようなことで、政府としても今後、水田の作付については考えていかなければ、材料が足りないとお米が足りないということで、こういう状況になっているということで。

今年、25年度中にですね、計画を練って26年度には、概算要求は27年度実行というふうな、農政改革案を作っていこうということのようですが、我々にとってはどうなっていくのか、場合によってはまた休耕が増えていくんじゃないかというふうなこともですね、気になるところでありますが、これは、政府の動きを見守っていくしかないなというふうに思っているところでございます。

これから田んぼ作業が非常に忙しくなります。

体の方はですね、風邪をひいたりしないように、美智子さんも肺炎を起こしてるというようなことでやっぱり疲れから来てるのかなあというふうに聞いておりますが、皆さんもですね、体が十分ご自愛していただいて、農作業に励んでいただければというふうに思っているところでございます。

今日は3条から5条まで、トータルで19件ございますが、19件について、慎重審議をお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い致します。

(局長)

はい、ありがとうございました。

これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長の方に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。

それでは議事進行のほうを行っていききたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、3番、高畑智恵美委員、4番、日高雅紀委員にお願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は13件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1万7,713平米です。

議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請についての件数は1件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、260平米です。

議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請についての件数は5件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1,321平米です。

議案第15号から17号に関する合計件数は19件。

合計面積は、田が1万4,318平米、畑が4,976平米で、総合計面積は1万9,294平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等はございませんか。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と夫の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 26.62 a となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。
事務局からの説明は以上です。

(曾根田推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 2 番について。

本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有及び購入予定です。

農業は譲受人と妻の 2 人で行う予定とのことです。

農地取得後は採草地として利用する計画です。

取得後の耕作面積は 183.01 a となります。

今後、農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 3 番について事務局の説明の後、亀山推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻、子の3人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は11.1684aとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして亀山推進委員お願いします。

(亀山推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は63.6499aとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして曽根田推進をお願いします。

（曽根田推進委員）

特に問題はないと思われます。

（会長）

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見も合わせてお願いします。

（事務局）

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と子の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は3.35aとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは時に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の6番について、事務局さんの説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は33.34aとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の7番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は161.49aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の8番につきまして、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。今回の審査は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は7.34aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないという意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の9番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は54.1aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員会の意見が述べられました。

それでは3条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の10番及び11番については、申請案件ごとに申請地及び譲渡人の欄に示す申請人が異なりますが、譲受人の欄に示す申請者は同一人であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議いたします。

なお事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

農地取得後は稲作を行い、健康増進やリハビリ活動などを目的に、農業生産を行っていくとのことです。

今回の場合は、農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1期号のハに規定する、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で求めるもの、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当するため、農地の取得は可能となります。

今後、引き続き農業を行うとのことなので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

それでは岩田推進委員をお願いします。

(岩田推進委員)

はい。この2件の申請につきましては、特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の10番及び11番について、これより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はいどうぞ。

（山田農業委員）

はい、8番山田です。

確認なんですけれども、長陽会さん以前にもですね、同じような関係で、何筆か、多分あると思います。前は何か理事会かの議事録を出していただいてるんですけども、今回も出していただいてるっていう認識で良いですか。

（会長）

事務局。

（事務局）

はい。一応申請の際に議事録で、今回どういうふうな目的のため取得するという内容が書いたものをいただいております。

（山田農業委員）

はい。了解しました。

（会長）

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の10番及び11番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の12番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有及びリース予定です。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は米や野菜を栽培する計画です。

譲受人は、今回譲渡人の住所に引越す予定とのことです。

取得後の耕作面積は29.33aとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

続きまして橋迫推進委員お願いします。

（橋迫推進委員）

はい。特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の12番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、3条の12番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、3条の13番について、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父の2人で行う予定とのことです。

農地取得は野菜や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は50.2aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の13番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の13番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する13件の審議を終わります。

続きまして、議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請について議案審議いたします。

議案書6ページの4条の1番について、事務局の説明の後、亀山推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。農業委員会大良です。

私の方から4条の1を説明させていただきます。

手前の画面をご覧ください。

申請地は、大字狩生にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。今回庭園用地としての申請です。

申請地は、時期は不明ですが、すでに庭園用地として利用しているため、今回、始末書を添付しての追認申請となっております。

本申請地では、新たに工事することはありませんので、周囲への被害はありません。

また、こちらのほう水利権もございません。

許可基準は運用通知第2-1-(1)-カ-(イ)、第2種農地の許可要件「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合」に該当します。

以上です。

(会長)

続きまして、亀山推進委員お願いします。

(亀山推進委員)

この物件については、申請者の親父さんのときの埋め立てですかね、農地転用になってますんで。本人から一応始末書も出ておりまして、もうでき上がってますんで。

あと、事務局の説明のように、問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

意見がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する1件の審議を終わります。

続きまして、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書7ページの5条の1番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の1について説明いたします。

手前の画面をご覧ください。

申請地は、弥生大字山梨子にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑となります。

こちら申請人は、ジビエ解体処理施設兼農業用倉庫及び駐車場の用途による申請です。

譲受人がジビエ解体処理施設兼農業用倉庫及び駐車場の整備を行います。

申請地では、すでに農業用倉庫がありまして、そちらの一部を活用し、ジビエ解体処理施設を整備します。

残りを、農業用倉庫として譲受人の農業機械を設置します。

また、譲受人が使用する駐車スペース1台の駐車場を整備します。

その他の空きスペースは、車両転回スペースとして利用する計画です。

こちらでは造成工事を行わないため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。

また、解体処理施設の排水は集落排水に接続し、荷受場の洗浄用水栓の排水は、U字溝と集水枡を経由して、近隣の谷口川に放流する予定です。

なお、雨水は自然透過及び自然流下いたします。

こちら水利権もございません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

こちら、担当推進委員の方の意見書をいただいております、特に問題になることはないと思われますとの回答をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい無いようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の2について説明いたします。

手前の画面をご覧ください。

こちら、申請地はですね、市内中の島3丁目にあり、都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域に指定される第3種農地の田んぼです。

申請地には譲受人が、宅地分譲地1区画を整備する計画です。

1画分の分譲地を造成しますが、造成工事は、盛土のない整地のみを施工いたします。

そのため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思います。

また、雨水は自然透過及び自然流下いたします。

こちら、水利権はございません。

許可基準は、運用通知第2-1の(1)エの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当いたします。

以上です。

(会長)

続きまして松本推進委員をお願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の3番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。5条の3について説明いたします。

申請地は、大字長良にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑となります。

申請地は一般住宅としての用途によるものです。

譲受人は、現在親族が所有する家に居住しておりますが手狭であるため、新たな住宅を建築することとなりました。

申請地ではですね、令和7年の4月に一部用地造成の事前着工を行っているため、今回申請人は連名での始末書を添付しての、一部追認申請となっております。

申請地では、木造2階建て、建築面積85.08平米の住宅の建築を予定しております。

こちら造成しておりますので、新たに造成は実施しない計画です。

そのため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然透過及び自然流下します。

水利権はありません。

以上のことからですね、こちら、第二種農地の許可要件に該当いたします。

以上です。

(会長)

はい。続きまして岩田推進委員お願いします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の4番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

5条4番について説明いたします。

申請地は、市内長島町2丁目にある都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域に指定される第3種農地の田です。

申請地には譲受人が宅地分譲地2区画を整備する計画です。

土地造成を行います、土留ブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

そのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下いたします。

水利権はございません。

許可基準は、運用通知第2-1の(1)エ(イ)、第3種農地の許可要件に該当いたします。

以上です。

(会長)

はい。続きまして松本推進をお願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(事務局)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の5番について、本日担当推進委員が欠席のため事務局より説明後、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の5番について説明いたします。

申請地は弥生大字井崎にある、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田畑です。駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は、申請地の付近に居住しており、申請地を購入し自家用車や重機などの駐車スペースとして利用する計画です。

なお、申請地は、すでに譲渡人が砂利石などを設置していたため、始末書が添付されております。申請地では、軽トラ2台、ダンプカー2台、バックホウ2台、計6台分の駐車スペースを設けます。

盛土などの工事は行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

また雨水は自然浸透及び自然流下いたします。

水利権はございません。

以上のことから、第二種農地の許可要件に該当いたします。

そして、こちら担当推進委員さんからの意見書としまして、周囲の状況を見て特に問題になることはないと思われますと回答いただいております。

以上です。

(会長)

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する5件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第15号、農地法第3条の13件につきましては許可したいと思います。

議案第16号、農地法第4条の1件につきましても許可したいと思います。

議案第17号、農地法第5条の5件につきましても許可したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。再開を14時50分としたいと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

休憩前に引き続き、審議を再開しますが再開する前にですね、局長の方から何か話があるそうでございますので局長に振ります。

(局長)

はい。すいません。

一言お詫びを申し上げます。先ほど5条の1番の申請につきまして、代理申請人が山田委員でございましたので、議事参与の関係で退席ということで、退席を願ったんですけども、我々が作りました口述書の中に退席をお願いする旨の文言が抜けておりました。

その関係で、議長の発言の中に退席をしてくださいという文言が抜けております。

現実的には退席をお願いしており問題ございませんけども、そういったことで、大変ご迷惑をおかけしました。

申し訳ございませんでした。

(会長)

はい。それでは休憩前に引き続き審議を再開します。

その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、坂本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番を説明いたします。

申請時の調査は、5月19日に担当区の坂本推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市上浦大字最勝海浦の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は平成元年頃から、農地法の許可を得ずに、宅地、住宅及び駐車場用地として利用し、約35年以上経過しております。

現状は、前方画面に映し出している通りで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、坂本推進、をお願いします。

(坂本推進員)

はい。特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号2について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番を説明いたします。

申請地の調査は5月19日、担当区の曾根田推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市直川大字仁田原の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和40年頃、木材搬出のため、農地法の許可を得ずに林道として転用し、約60年経過しております。

現況は、前方の画面に映し出している状況の通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして曾根田推進お願いします。

(曾根田推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号3番について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

非農地証明願3番を説明いたします。

申請地の調査は5月19日に担当区の小里推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字南田原の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、農地への入口が狭く、機械の搬入も厳しく耕作が困難なため、昭和60年ごろから耕作放棄したため、山林化しております。

現況は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準、要領第2-5に該当いたします。

なお、地元推進委員からは、特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号4番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願4番を説明いたします。

申請地の調査は5月20日に担当区の清田推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字上岡の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和40年頃から耕作放棄し、周囲が山林化し、約60年経過しております。

現況は、前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

なお地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号4番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号5について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見を合わせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願、5番をご説明いたします。

申請地の調査は5月8日に担当区の亀山推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市、大入島の大字高松浦の28筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地のうち、26筆は昭和年月日不詳で、みかん栽培をやめたため山林化しており、農地への復元が困難な状況となっております。

また、572 番地 3 及び 575 番地 1 については、住宅の敷地及び駐車場用として使用し 37 年以上が経過しております。

現況は、前方の画面に映してしている通りで、山林化したこの土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況であります。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは番号 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号 6 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明等推進の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 6 番の説明をいたします。

申請地の調査は 5 月 19 日に担当区の永田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市大字木立の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和 40 年頃に、農地法の許可を得ずに倉庫及び作業場を建築し、約 60 年経過しております。

隣接地の 918-2 は昭和 36 年に農地法の 4 条許可を得て住宅を建築しておりますが、本申請地は申請がありませんでした。

現況は、前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは番号 6 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、非農地証明願に関する 6 件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知書、旧市街地と長島町について説明をいたします。

非農地通知書については、毎年実施しております、利用状況調査の結果に基づき地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知書を発送しております。

今回の非農地通知につきましては、旧市街地、長島町の非農地判断です。

非農地通知の送付大字別一覧は、資料 1 ページ目をご覧ください。

旧市街地の臼坪、平野町、灘地区等は 87 筆、長島町は 2 筆、計 89 筆で合計面積は 3 万 7764.50 平米、送付予定人数は、42 人です。

また、土地の所有者が死亡または不明者は、68 筆、2 万 3065.30 平米です。

では、今回送付予定の土地の位置図、現況写真を抜粋しまして、6ヶ所投影いたしますのでご覧ください。なお、名簿詳細はお手元の資料の 4 ページ以降をご覧ください。

ではまず初めに資料 4 ページの 1 番、字臼坪 2571-1、現況は原野、再生利用困難な農地です。

続きまして非農地通知 2 番、名簿 14 番、字臼坪 2924-4、現況は竹林。

続きまして非農地通知 3 番、名簿は 32 番、字松ヶ鼻 3228、現況は山林。

非農地通知 4 番、名簿 5 ページの 51 番、字屋敷 9402-2、現況は山林。

非農地通知 5 番、名簿 6 ページの 68 番、字屋敷 9514、現況は山林。

最後ですが非農地通知 6 番、名簿の 88 番、長島町 2 丁目 5151-1、現況は山林。

いずれも山林化、原野化しております。

以上です。承認方よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より非農地通知書についての説明がございました。

それではこれより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは非農地通知書について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地通知についての審議を終わります。

続きましてその他の項目の③、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。よろしく願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和7年8月1日開始分の47件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、更新で登記地目は田、1筆1,855平方メートル。

契約期間10年のもの、更新で登記地目は田、12筆、1万5,347平方メートル。

契約期間22年のもの、中間保有で登記地目畑、32筆、2万937平方メートル。

登記地目雑種地、2筆、181平方メートル。

以上、合計47筆、面積が3万8,320平方メートルとなっております。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。飛高委員、マイクを使ってください。

(飛高農業委員)

いや失礼しました。4番です。

ページ4の鶴見の分は、作物は何ですかね。どっか書いてるのか知らんけんのよう見つけのですけど。

(農政課)

令和7年度から2年間保全関連、令和9年度基盤整備から20年の間、企業参入、洗網社正栄株式会社さんが、契約予定となっております。

(会長)

いや、何を作ってるか。

(農政課)

作っているのはキウイフルーツです。

(会長)

よろしいですか。

はい。他にございませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにて、すべての日程が終了いたしました。
それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

（副会長）

これをもちましてすべての令和7年第6回佐伯市農業委員会を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。